

1) 給与に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。  
指導事項 5件 (給与5)

- ①扶養手当について、次のとおり不備があった。  
ア 支給額が改定されていたが、扶養親族認定簿による認定・確認が行われていなかった。  
イ 認定対象とならない者を認定しており、過大に支給されているものがあった。  
ウ 扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。  
エ 扶養親族届の認定欄に取扱者、認定者の押印のないものがあった。  
②通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにシ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないもの、決定者の押印のないものがあった。  
③週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間あたりの給与額に2.5/1.00を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。  
④現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたものがあった。  
⑤児童手当について、児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。  
**(注意事項) 1件 (給与1)**

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじぞくら支援学校
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和元年11月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和元年9月～令和2年10月
監査実施日	令和3年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和2年4月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月10日、令和3年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アールズ警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月12日、令和3年1月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韭崎警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月12日、令和3年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	諏訪警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b>	なし
<b>(指導事項)</b>	なし
<b>(注意事項)</b>	1件(契約1)

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし  
**(指導事項)** 1件(契約1)  
 1) 警察署の財務審査は署内のみで行われているが、消耗品の支出において、誤った債権者に支払われ正当な債権者への支払いが遅延したものがあつた。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和元年9月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	六月警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年9月
監査実施日	令和2年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b>	なし
<b>(指導事項)</b>	1件(支出1)
<b>(注意事項)</b>	1) 秋山駐在所の分電盤に上野原市消防署秋山出張所車庫の電気配線が接続されており、支払う必要のない電気料が支払われていた。 <b>(注意事項)</b> なし

第2 令和2年度の定例監査の実施状況

令和2年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和2年11月30日発行(山梨県公報号外第50号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和2年度の定例監査対象機関数は、262機関で、前年度と比べ2機関増加している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	5	2		7
スポーツ振興局	2			2
県民生活部	5	6	1	12
リニア交通局	3	1		4
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
森林環境部	9	6		15
産業労働部	5	6		11
観光文化部	5	5	1	11
農政部	9	13		22
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	8	47		55
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	125	135	2	262

※参考 令和元年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	125	133	2	260

2 監査の結果

令和2年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和2年度実施分 A											
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1									3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項		4		4	6	1	13		11		39
合計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

令和元年度実施分 B											
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項											4
指導事項		60	2	27	13	22	17	1	7		149
注意事項		2	11	12	10	4	26	1	8		74
合計	0	62	13	39	23	29	43	2	16	0	227

令和2年度と令和元年度との対比(A-B)											
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1				▲3			▲1	2	▲1
指導事項	1	▲1	4	4	▲1	▲5	▲11		17		8
注意事項		2	▲11	▲8	▲4	▲3	▲13	▲1	3		▲35
合計	1	2	▲7	▲4	▲5	▲11	▲24	▲1	19	2	▲28

**第3 令和2年度定例監査重点事項実施結果**

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

**1 監査のテーマと目的**

**(1) 監査のテーマ**

業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。

**(2) 監査の目的**

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

業務委託契約に係る事務処理については、山梨県財務規則等に基づき行われるべきところ、令和元年度の定例監査においては、履行確認が十分に行われていなかったものや契約書の記載内容に不備があるものなど、29件の不適切な事務処理が見られた。

また、平成28年度の実施された山梨県包括外部監査は「業務委託に関する事務の執行について」をテーマに実施され、契約の方法、金額等の問題などが指摘されており、その指摘内容が令和元年度の業務委託契約の事務処理に活かされているかについても確認することにより、地方自治法第150条の規定に基づき令和2年度から知事が行う内部統制の整備・運用に寄与することとする。

**2 監査の実施状況**

**(1) 監査の実施期間**

令和2年4月20日～令和3年2月1日

**(2) 監査の着眼点**

- ① 契約の方法、内容、金額、時期等は適切か。
- ② 単独随意契約の理由は適切か。
- ③ 履行確認は適切か。

**(3) 実施方法**

監査対象機関に対して、事前に重点事項調査書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により実施状況を確認した。

**(4) 監査対象事務**

令和元年度に行った業務委託契約に係る事務

**3 監査の結果**

**(1) 業務委託契約の状況について**

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

- ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約がない場合は、実績金額の大きい順に5件までを抽出。
- イ 予定価格が10万円以上の単独随意契約がある場合は、予定価格が10万円以上の単独随意契約の実績金額の大きい順に先ず2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

令和元年度においては、214機関（本庁88機関、かい126機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	391	9,283,658,895
(2) (1)以外の契約	568	6,747,295,827
合 計	959	16,030,954,722

※ 抽出調査を行った重点事項調査書の件数及び金額の集計値

**(2) 業務委託契約に係る事務処理について**

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ① 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。
  - ・業務計画書
  - ・個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
  - ・情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
- ② 履行期限の延長に係る理由を明示した書面
- ③ 契約書の記載内容等に不備があるもの。
  - ・単価契約書の違約金条項の記載が単価契約用でないもの。
  - ・違約金条項の記載が消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を元に違約金を算出する内容でないもの。
  - ・必要な様式が契約書に添付されていないもの。
- ④ 長期継続契約の対象となる契約について、「山梨県長期継続契約を締結することができない契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われず、単年度契約が行われていたもの。
- ⑤ 前金払をしている契約について、検査調査書が作成されていないもの。
- ⑥ 見積書を徴していないもの。
- ⑦ 単独随意契約の理由の説明が不十分なもの。

#### 第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

#### 1 総括的意見

##### (1) 全庁的な内部統制の充実・強化について

地方自治法の規定に基づく内部統制制度の整備・運用については、今年度の下期の定例監査から、リスク評価シートに記載されている財務事務に係る関係書類を審査により確認を行った。

今回の事例として、事務局を県の所管課が担う補助金等交付団体に関して、補助金を交付する県側の職員と交付される団体側の職員が同一である等、十分に内部統制が機能していないものがあつた。

内部統制制度が始まって間もない状況ではあるが、リスクの分析・評価、実施体制や規程の整備、事務フローによるリスクの可視化など、継続的に点検や見直しを図り、より実効性のある効果的な内部統制の充実・強化に努められたい。

##### (2) 適正な給与事務の執行について

今年度の給与事務に係る監査結果は、指導事項が31件、注意事項が4件の合計35件であり、昨年度と比較し注意事項は減少したが、指導事項は増加している。

特に、週休日の振替に係る時間外勤務手当の支給誤りについては、これまでと同様に今年度も複数の実施機関で確認されている。これは、勤務状況システムが自動集計に対応していないことから、事業課が処理した週休日の振替に係る時間外勤務の実績を幹事課が確認して手入力しなければならぬが、幹事課では事業課の誤りを確認することができないところにて大きな要因がある。

事務処理ミスの防止に向けたチェックリスト等の作成、リスク評価シートへの記載、システムの改善など、効率的な事務処理方法を検討し適正な給与事務の執行に努められたい。

#### 2 重点事項に関する意見

##### (1) 単独随意契約事務の適正化に向けた取扱いの検討について

地方自治法上、一般競争入札が契約締結方法の原則であり、随意契約は法令で定める場合に該当するときに限り認められるが、財務規則及び運用通知により、単独随意契約とする場合には、その理由を支出負担行為同一に適宜の説明を記載するか別に説明資料を添付することとされている。

今回の監査において、単独随意契約の理由が不十分なものが見られ、記載方法の統一性もなかった。単独随意契約に該当するかは十分検証する必要があるが、客観的に説明できる理由を記載されたい。

また、予定価格調査において、契約の相手方の見積書とおりの積算で作成しているものが多数あり、契約金額が妥当かどうかも判断できないものがあつた。過去の包括外側監査においても、競争により最も有利な価格を提示させることによつての

み契約金額の妥当性が担保されるものについて、単独随意契約を行うことは疑問を呈さざるを得ないとの意見がされている。単独随意契約は、割高な契約金額など不利な条件の契約締結までを許容したものでないため、同種の相場金額を調査するなど適正な契約金額であるか比較、検証しながら、契約事務に当たられたい。

審査機関においては、単独随意契約が妥当であるかを組織的にチェックし、妥当でない判断したものは、競争入札や見積合わせを行うよう指導されたい。

制度所管課においては、単独随意契約の理由として必要な記載事項を例示した統一的な様式を作成し、周知されたい。また、検査分析機器等の保守点検業務においては、県内販売代理店が唯一の場合、製造業者発行の代理店証明書等を添付させるなどの取扱いを検討されたい。

##### (2) 情報システムに係る業務委託契約の透明性の確保について

果業務の多くが情報システムを利用して実施されているが、情報システムの開発、構築業務を受注した業者は、以後の保守管理業務を単独随意契約で継続して発注している事例が数多く見られた。中には、単独随意契約の理由が不透明なものがあり、前述同様、契約の相手方の見積書とおりの積算で予定価格調査を作成しているものが多数あつた。情報システムに係る業務委託の内容や積算金額の妥当性の判断は専門的な知識が必要のため、全庁的な指導機関としての情報システム管理部門の役割が重要となつている。

情報システム管理部門においては、情報システムの保守管理業務の標準的な積算単価基準表などを作成し、周知するなど実施機関の指導に当たられたい。

##### (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策について

個人情報の保護及び情報セキュリティ対策は極めて重要な事項である。一度情報流出が発生すれば、県民に多大な不利益を与えることとなり、行政への信頼も損なわれる。

現行では、それぞれ基準が定められ、業務委託契約書の「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」により対策が講じられているが、特記事項の定めどおりに履行されていない事例が見られた。

実施機関においては、情報管理の重要性を再認識し、基準及び特記事項を遵守されたい。

制度所管課においては、基準及び特記事項の内容を再点検し、実効性のあるものとなるよう見直しを検討されたい。

## 令和2年度 財政的援助団体等監査実施結果

### 1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

- (1) 共通する着眼点
  - 出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。
- (2) 監査対象団体及び主な着眼点
  - ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）
    - ・ 出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
    - ・ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
    - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。
  - イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）
    - ・ 補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
    - ・ 補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
    - ・ 補助金等の目的が達成されているか。
  - ウ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
    - ・ 委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
    - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

### 2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の23団体を選定し監査を実施した。

- (1) 出資団体（8団体）
  - 公益財団法人 山梨県農業振興公社
  - 公益財団法人 山梨県下水道公社
  - 山梨県住宅供給公社
  - 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
  - 公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団
  - 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
  - 株式会社 山梨食肉流通センター
  - 公益財団法人 山梨県青少年協会
- (2) 補助金等交付団体（3団体）
  - 山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】
  - 学校法人 看護学園【山梨県看護師等養成助産運営費補助金】【甲府看護専門学校運営費補助金】
  - やまなし県民文化祭実行委員会【やまなし県民文化祭開催費補助金】
- (3) 公の施設管理団体（12団体）
  - アトブレイン・共立・NTフロンティアーズ共同事業体【県民文化ホール】
  - 合同会社 丹青やまなし【リニア見学センター】
  - 合同会社 カチエール【聴覚障害者情報センター】
  - cowshi 金川の森ベートナーズ【森林公園金川の森】
  - 株式会社 ハイジの村【フラーウェセンター】
  - 株式会社 桔梗屋【富士湧水の里水族館】
  - 株式会社 富士グリーンテック【御助使南公園】
  - 株式会社 飯田野球場
  - 株式会社 かいすた【富士川クラフトパーク（富士川観光センター含む）】

笛吹川フルーツ公園やネジメントグループ【笛吹川フルーツ公園】  
 アメニス山梨（桂川）グループ【桂川ウエルネスパーク】  
 山梨科学推進グループ【科学館】  
 SMS・桔梗屋・KBS 共同事業体【美術館・文学館・芸術の森公園】

### 3 監査対象期間

令和元年度

### 4 監査実施期間

令和2年9月9日～令和3年1月28日

### 5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

### 6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
  - 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 指導事項
  - 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 注意事項
  - 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

### 8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

- (1) 指摘事項 1件
- (2) 指導事項 33件
- (3) 注意事項 15件

### 9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

### 10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

- (1) 監査実施団体への意見
  - 別紙2のとおりである。